

令和4年度
第1回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和4年9月15日(木) 18:30~20:00	
出席者	協議会委員	西内会長, 廣井副会長, 澤田委員, 土居委員, 中川委員, 溝渕委員, 堀委員, 竹岡委員, 公文委員, 尾崎委員
	健康福祉部	入木所長
	基幹型地域 包括支援 センター	石塚所長, 北村副所長, 関田副所長, 田部基幹包括担当係長, 山崎
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長, 岡添主任
	健康増進課	喜多精神難病担当係長, 上甲主任
欠席者		
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none">令和4年度高知市事業計画・事業報告令和4年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関事業計画・事業報告 <p>【意見・質疑】</p> <hr/> <p>(事務局: 田部)</p> <p>それでは, 定刻となりましたので, はじめさせていただきますと思います。</p> <p>本審議会は情報公開の対象となっております, 発言の際に最初にお名前を名乗って いただいてから発言をお願い致します。</p> <p>それでは開会に当たりまして高知市健康福祉部長福祉事務所長入木よりご挨拶をさ せていただきます。</p> <p>(入木所長)</p> <p>高知市福祉事務所長の入木でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては, 日頃は本市の高齢者福祉行政にご尽力いただきまし て, 誠にありがとうございます。</p> <p>また, ご多忙であるにも関わらず, 高知市成年後見制度利用促進審議会にご参加い ただき, 重ねましてお礼申し上げます。</p> <p>本市においては, 委員の皆様のご協力のもと, 令和4年3月に, 「高知市成年後見制 度利用促進計画」を策定することができ, 4月より, 「高知市成年後見サポートセンタ</p>	

一」を運営しておりました高知市社会福祉協議会に「高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議中核機関」としても運営をお願いしたところです。

そのような中、同じく4月に、国は、第二期成年後見制度利用促進計画を策定し、第一期計画での課題を挙げて、そのあり方を検討すると明記されています。

また、8月には、2026年度までに「成年後見制度」に関する民法改正を行い、「必要なときだけ利用できるようにする」・「報酬の透明化を図る」等の大まかな方針について、新聞報道がなされたところです。

本市といたしましても、今後とも、詳細な成年後見制度に関する情報を収集しながら、この審議会でもいただいた、様々な課題にも対応していくことができるように考えております。

高知市が策定した高知市成年後見利用促進計画は、「誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心してくらすことができる高知市の実現」を基本理念としております。その実現のため、今後とも委員の皆様のお力をお貸しいただきたいと願っております。

最後になりますが、コロナ禍にて、ZOOMでの開催をメインにいたしまして、司会の進行においてご不便をおかけするかもしれませんが、どうか忌憚のないご意見やご要望等いただければ幸いです。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

(事務局：田部)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様をご紹介します。

委員名簿はお手元の資料の1ページ目に掲載をしております。

令和4年度は、委員改選年であり、新しく委員に委嘱された方もおりますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

事務局より、所属団体とお名前をご紹介しますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

そうしましたら委員名簿の上、高知弁護士会、澤田宗佑委員の方からお願いします。

(澤田委員)

高知弁護士会の弁護士の澤田と申します。

本日はお呼びいただきありがとうございます。

私自身は、高知弁護士会の「くるみ」と言われている成年後見に関する委員会に所属しております。この度は、委員を拝任しましたが、まだちょっと私も、改選されたばかりで、どんな議論がされたかということが把握できてない部分もありますが、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、高知司法書士会、土居雅之委員の方からお願いします。

(土居委員)

皆さんこんばんは。司法書士の土居と申します。

私の方は、日本司法書士会連合会の方で理事をさせていただいて、ちょうど、成年後見のワーキングチームで、担当理事ということでやっているところです。

今回は審議会ということで、メンバーさん、新しいメンバーの方々もおられてですね、新しい気持ちで取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

(事務局：田部)

高知県行政書士会、廣井千里委員さんの方からお願いします。

(廣井委員)

高知県行政書士会、廣井千里と申します。

行政書士会も成年後見に携わる部門を立ち上げまして、「コスモス高知」と申しておりますが、コスモス高知支部長でもございます。

本審議会委員は2期目となります。

コスモス高知でございますが、高知市成年後見サポートセンターさんと、時を同じくして、平成29年1月からの発足でございます、ただいま11年目となります。

これまでコスモス高知が地域福祉現場の方々からの文責にこたえて、蓄積して参った経験を本審議会、また協議会におきまして、わずかでも反映することができましたら幸いです。

どうぞ、引き続きよろしく願い申し上げます。

(事務局：田部)

続きまして、高知県社会福祉士会、中川美彦様、お願いします。

(中川委員)

高知県社会福祉士会の中川と申します。よろしく申し上げます。

この審議会委員は、今年度からお受けさせていただくことになりました。

こういった利用促進についても勉強中で、またこの場を借りて勉強させていただこうと思っております。よろしく申し上げます。あと、高知県社会福祉士会で、後見業務を推進しておりますが、その「ぱあとなあ高知」の運営委員、運営委員長の方も、今年度、来年度とさせていただくことになりました。こちらの方もまた、いろいろご

相談を皆さんにさせていただくこともあるかと思います、よろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、高知県介護福祉士会、溝渕由記様、お願いいたします。

(溝渕委員)

皆さんこんばんは。

高知県介護福祉士会で副会長をしております、溝渕由記と申します。

この会の方は2期目でして、また介護の現場の方からのご意見なんかも入れさせていただいたらと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、高知県精神保健福祉士協会、堀須美様、お願いいたします。

(堀委員)

高知県精神保健福祉士協会の堀です。

実は精神保健福祉士協会の方も、ぱあとなあと同じように、クローバーという成年後見をやっていきましょうという研修制度もあって、高知県で私と中川さんが多分家裁に登録されていると思いますが、その辺は高知県の精神保健福祉協会としては非常に積極的ですし、どちらかというと現場で皆さんにお願いしていることが多いのかなど。事例検討会で、2回に1回は精神の方が事例で上がっていて、非常に関わりにくいという問題を抱えているという実態はよく存じております。

また皆さんの方からいろいろご意見もいただきながら、会員の方に広げていって、理解を深めていけたらいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、高知市手をつなぐ育成会、竹岡京子様、お願いいたします。

(竹岡委員)

皆さんこんばんは。はじめまして。高知市手をつなぐ育成会の竹岡と申します。

令和2年度より、会長を引き受けさせていただいております。当会でも、親亡き後という課題については、もう長年取り組んで参りましたが、まだまだ成年後見人制度については、力及ばずで、しかも私自身も勉強不足です。この会を通して、皆さんのいろいろなご意見を聞いて、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、高知市民生委員児童委員協議会連合会、公文康俊様、お願いいたします。

(公文委員)

皆さんこんばんは。ご紹介いただきました、高知市民児連の副会長をさせていただいております、公文と申します。私は担当地区が上町地区でございまして、他の地区同様、高齢化が非常に進んでいる地区です。ですから、成年後見制度というのが非常に時宜を得た制度でありますので、任期の限り皆さんとともに勉強をさせていただきながら、また現場のほうに還元させていただければと思います。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

(事務局：田部)

続きまして、高知県立大学、西内章様、よろしく申し上げます。

(西内委員)

皆さんこんばんは。高知県立大学の西内です。私も前期に引き続き、委員を務めさせていただきます。

大学でも、社会福祉士・精神保健福祉士、介護福祉士の養成をやっております。権利擁護という観点、それから成年後見という観点は学生も関心を持ってきている時期ですので、私もこの審議会に参加させていただいて、勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(事務局：田部)

最後に四国銀行、尾崎亮様、お願いいたします。

(尾崎委員)

四国銀行コンサルティング部の尾崎と申します。私も前期に引き続いて2期連続で委員を拝命させていただきました。よろしく申し上げます。

私、銀行の方で個人の企画を担当させていただいております、資産運用の方から相続関連でサポートを、銀行で企画推進をさせていただいているようなものでございます。

ただいま四国銀行では、遺言信託とかですね家族信託とか、そのようなサービスを中心にお客様に相続関連の対策サポートをさせていただいているところでございますけれども、本審議会の議論を通じて、たくさん勉強させていただきまして、これから全国に先駆けて、次の高知県の地域のお客様のサポートに繋がるよう、検討につなげ

ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、本日オブザーバーとして、高知家庭裁判所の方にご参加いただいております。吉野主席書記官と杉本主任書記官がご出席いただいておりますが、一言ずついただければと思います。吉野様からお願いします。

(吉野さん)

高知家庭裁判所の吉野です。よろしくお願いいたします。

(杉本さん)

同じく高知家庭裁判所の主任書記官の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：田部)

続きまして、審議会で使用する資料をご確認させていただきます。

令和4年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会次第と書かれた、冊子になりますが、皆さんお手元の方に資料はおそろいでしょうか。ZOOMの方も大丈夫でしょうか。

続きまして、本審議会の説明につきましては、資料の2ページ、成年後見制度利用促進審議会条例で定められています。詳細については、ご確認いただければと思います。

続きまして、会長の選任を行いたいと思います。

会長の選任にあたり、どなたか立候補いただける方はございませんでしょうか。

特にいらっしゃらないようであれば、事務局より提案をさせていただく形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、会長の方は西内委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご意見がなければ皆様の拍手をもってご承認させていただきたいと思いますが、皆さん、画面上で拍手をお願いします。

ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様の承認をいただきましたので、西内委員は会長にご就任をよろしくお願いいたします。

続きまして、会長が不在の際など、会長の代わりに職務を行っていただく委員を会長にご指名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(西内会長)

そうしましたら、名簿の3番目になりますけども、高知県行政書士会の廣井さんをお願いしたいと思いますけど、皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(事務局：田部)

ありがとうございます。廣井委員よろしく願いいたします。

(廣井副会長)

よろしく願いいたします。

(事務局：田部)

それではここから西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。西内会長よろしく願いいたします。

(西内会長)

それでは皆様改めまして、よろしく願いいたします。廣井委員と一緒に審議会を進めていきたいと思っております。

審議会ですので、私と廣井委員だけ頑張っても回っていきませんので、委員の皆様から、積極的にご意見をいただくことで、高知市全体の活性化といいますか、どんな課題があるかという議論が加わると思いますので、ZOOMで意見出しにくいところもありますけども、ご協力をいただくよろしく願いいたします。ですので、わかりにくいところは、わかりにくいと言っていたら、事務局の方でも説明いただけると思いますので、よろしく願いします。

そうしましたら次第に沿って、順番に説明進めさせていただきます。

まず、次第の2つ目になりますけども令和4年度の高知市事業計画事業報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：山崎)

皆さんこんにちは。私は基幹型地域包括支援センターの山崎と申します。

私の方から、令和4年度高知市事業計画中間報告を行いたいと思います。

高知市成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念を誰もが住みたい場所で、自らの希望がかなえられ、安心して暮らすことができる高知市の実現と定め、以下の施策を通じて、市民の理解促進及び権利擁護支援の体制強化を進めております。

基本目標 1, 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える。

(ア) 成年後見制度に関する市民啓発, 独居の認知高齢者や支援する親族がいない, 知的, 精神障害者などで権利擁護支援を必要とするものの, 自ら相談することが困難

な方が、今後増加するものと想定されます。近隣住民や民生委員、いきいき100歳体操のお世話役、福祉サービス事業従事者や医療従事者など、本人と交流のある方が困りごとに気づき、権利擁護ニーズのある方が長期に支援に繋がるようにできるため、基幹型及び各地域包括支援センター職員などが、民生委員児童委員協議会定例会や、認知症サポーター養成講座、生活支援ボランティア養成講座などの取り組みに合わせて、成年後見制度及び相談機関について、周知啓発を行います。

表をご覧ください。

指標としまして、成年後見制度に関する啓発実施回数目標を年42回としております。活動計画は、地域包括支援センターによる啓発各包括年3回を目標としております。進捗状況は、地域活動の場で啓発を予定しておりますが、コロナため、地域活動が休止しており、実施できていない状況です。住民向け啓発ツールの作成に向け、現在準備を進めております。

活動計画、その次の基幹型地域包括支援センター、ケアプランセンターの介護支援専門員に対し啓発というところでは、7月に意思決定支援ガイドラインを活用した意思決定支援についての研修を実施しました。9月身寄りのない方への居住支援や、死亡事務委任について研修を開催予定としておりますが、すでに開催しております。予定として10月成年後見制度について、こちらは中核機関に講師を依頼することになっております。

活動計画3つ目、高齢者虐待予防研修にて周知啓発、11月に予定している研修となりますが、こちらは市民や介護支援専門員を対象とした研修となっており、こちらで成年後見制度の啓発をする予定としております。

指標の権利擁護に関する出前講座の開催、成年後見センターの参加者数につきましては、中核機関より報告させていただきます。

4ページに移ります。

(イ) 相談対応力の強化。

権利擁護支援においては、本人の思いや意思を適切に受けとめることが重要であり、成年後見制度の利用の有無にかかわらず、本人に寄り添う支援体制強化を推進しております。

高齢者分野、障害者分野をともに相談支援機関や医療機関に対し、成年後見制度などの権利擁護推進に関する研修を実施します。表をご覧ください。

指標として、相談支援機関、医療機関に対する研修実施回数目標を年3回としており、活動計画として、中核機関の役割連携について、地域包括支援センター連絡会にて啓発、相談支援事業所連絡会にて啓発、医療ソーシャルワーカーの研修会にて周知啓発の予定となっております。

現在の進捗状況といたしましては、相談支援機関が高知成年後見サポートセンター支援者会議に参加し、事例検討を通じて、成年後見制度の理解、関係機関との連携を

図っているところです。

続いて、(ウ) 成年後見制度、市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施。権利擁護ニーズがあるものの、成年後見制度の申し立てをする親族がない方に対し、適切に市長申立を実施します。また、高齢者分野を中心に、市長申立件数が増加傾向にあることから、随時、協議会等に報告しながら、体制の強化を進めております。生活困窮状態にある方が、成年後見制度の利用を控えることがないように、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡充、報酬助成、助成額算定方法及び報酬助成基準額の見直しについて検討を進めます。

以下の表は、市長申立の件数の推移を示しております。こちらは高齢者障害者と分かれておりますが、障害者の方には、知的障害者、精神障害者、こちら合算の数となっております。

令和4年度8月末現在としましては、4月から8月の5ヶ月間の間に、高齢者の方では10件の申立を行っております。おそらく、昨年度と同等もしくはそれ以上の件数になってくるのではないかと考えております。成年後見制度利用支援事業につきまして、昨年度、委員の皆様から多くのご意見をいただいたところでございます。それにつきまして、基幹型包括支援センター副所長より説明させていただきます。

(事務局：関田)

お世話になっております。基幹型地域包括支援センター副所長の関田といたします。よろしくお願いたします。私の方から報酬助成の見直しの現状、現在展開している内容等について報告をさせていただきます。

昨年度ですけれども、中核市51市にアンケート調査を行い、他市の状況の把握などを行っております。その中で38市の方は、親族等の申立も対象としているような状況がありまして、現状や件数でありますとか、予算状況についての調査を行っております。すでに対象としている市においては、やはり件数の増加、対象としているけれども実績がないという市もありますが、多くの市町村においては、件数の増加とやはり費用の増加といった傾向が見られる状況があっております。こちらにつきましては高齢分野・障害分野関わらず、件数・予算の増加といった現状が見られるといった状況でございます。

これを踏まえまして、高知市健康福祉部内での検討、関係部署との協議も実施しておりますけれども、やはり予算の確保というところが一つ大きな課題となっております。そちらはどのようにしていくかというところで議論を進めておりますが、国の方、厚生労働省におきましても、後見制度のあり方でありますとか、報酬助成について議論はされていると、こういう情報も聞いております。今年度、まだ協議の結果とか、どういう方法で進むのかは、提示されておられませんけれども、そういった国の動向も踏まえながら、高知市の対応状況も検討していくと、議論協議を行っているところ

ろでございます。また、国の動向を見ながらという形になってきますけれども、その報酬助成でありますとか、予算の内容を確認しつつ、不十分であったり、やはりこういったところをお願いしたいというものにつきましては、全国市長会等についての要望等を検討しつつ対応をしていきたいと、考えているといった状況でございます。私の方から以上になります。

(事務局：山崎)

続きまして基本目標2に移ります。

市民一人一人が望む生活を考え表明する。

(ア) 市民一人一人が望む生活を考える。

自身の判断能力が低下したとき、どのような支援を受けたいのか、市民一人一人が健康のかけから考えるきっかけを持つことも重要であり、基幹型及び各地域包括支援センターが中心となって、将来に対する意思表示である遺言やエンディングノート、アドバンスケアプランなどの学習会の開催を様々な場を活用して実施していきます。指標としまして、将来に対する意思表示に関する学習会の実施回数を目標年14回としており、各地域包括年1回の活動となります。進捗状況としましては、ACPやエンディングノートなどについて、地域活動の場で使用する啓発ツールの作成に向けて協議をしているところでございます。

続いて(イ)任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進。

任意後見制度は、権利擁護支援において、本人の意向に沿った支援を行うのに望ましい仕組みです。本人の権利を可能な限り制限せず、本人意思を尊重した権利擁護支援を実施するため、中核機関の相談事業を通じて、任意後見・補助・補佐類型の利用促進を図ります。

(ウ) 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度の円滑な移行。

高知市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員が、利用者の判断能力を確認し、必要に応じて中核機関と連携して、成年後見申立を支援します。申立てができる親族がない場合は、適切に市長申立により支援いたします。下の表は、日常生活自立支援事業から市長申立にて、成年後見制度に移行した件数となっております。障害分野ではまだ件数としては上がってないですが、高齢者の方では、少しずつ増加傾向にあるというふうに感じます。

続いて、3 本人の意思を大切にして、能力に応じたきめ細やかな対応を図る。成年後見人が選任された後には、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用がなされるよう、法的権限を持つ後見人と地域の生活支援関係者が連携し、チームとして、本人のよりよい生活を目指して支援します。

以上で、高知市の事業計画中間報告を終わります。

(西内会長)

説明ありがとうございました。

補足をしておいたほうがいいですよ。今日の資料の2ページ目のところに、事務局が最初に言われた条例ですね、この審議会の条例が出ておまして、その第2条のところに、この審議会の内容ですね、成年後見制度の方策に関する事項、それから基本計画、利用促進計画の策定に関する事項、それからその他必要なものとなっております。またそれに従ってといいますか、今事務局から説明していただいた今年度の事業計画と、それから中間報告について、委員の皆様から質問、それからご意見をいただければと思っております。

今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、事務局の説明を聞いて、ここの言葉がよくわからないとか、その他の基本的なことでも構いませんので、委員の皆様から質問ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。どなたからでも構いません。手を挙げていただくか、ご自身の所属を言っていただいて発言していただいたらと思います。

(尾崎委員)

四国銀行の尾崎ですけども、よろしいでしょうか。

4ページ目のところでいきなり少し躓いてしましまして、この中核機関って、活動計画の中で初めて単語が出てきたのですが、ちょっと他のページ見ても、何のことかよくわからなくて、少しこれの説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

(西内会長)

それでは事務局の方、お願いいたします。

(事務局：山崎)

ありがとうございます。

中核機関の説明ということでよろしかったでしょうか。

委員の皆様、お手元に利用促進基本計画がおありの方はご準備いただければと思うのですが、そちらの21ページ、中核機関の設置というところになりますが、高知市では、社会福祉協議会、高知市成年後見サポートセンターに、令和4年4月から中核機関を設置するということになりました。中核機関の役割としましては、広報、啓発、相談対応、成年後見制度利用促進、後見人支援、連携推進といったところを目的にしております。具体的な中核機関の活動内容や、実施状況につきましてはこの後、高知市社会福祉協議会より報告させていただきますが、このような説明で大丈夫でしょうか。

(尾崎委員)

承知しました。そしたらまた後程聞かせていただきます。ありがとうございます。

(西内会長)

ちょっとわかりにくいところもあるかと思いますが、中核機関のところで、いろいろ対応を考えていくって位置付けになっており、また後で詳しい説明があると思います。そしたら他の委員の皆様いかがでしょうか。

(竹岡委員)

高知市手をつなぐ育成会の竹岡です。

ちょっと質問ですけど、啓発ツールの作成っていうのが、5ページにあります。協議中ということで、どれくらいを目処に作成する予定かなって思ったので、質問させていただきます。いつからいつまでぐらいに協議して、年度末までにとか予定がわかったら嬉しいです。

(西内会長)

はい。ありがとうございます。

事務局の方、お願いします。

(事務局：山崎)

ACP とかの啓発ツールのところでよろしかったでしょうか。ちょっと聞き取りにくい部分が少しあって、ごめんなさい。

こちらはですね、高知県の方でも、今このエンディングノートや人生会議といったところで、取り組みが進められておまして、県が作成するツールとは別に、高知市の地域包括の単位で、住民目線に立ったツールを作りたいというところから今協議を進めています。実際に孤独死が多く続いたという包括がありましたので、その包括を中心に、自分の最後を考えるっていうところ、どんな感じで盛り込んでいくのかというのを、今年度中を目処に作成を進めておまして、早く仕上がったところから啓発に行きたいなと思っております。

すでに今エンディングノートなどは、いろんな会社さんのものもあつたりされますので、そういったところは活用しながら、今年度の年14回という目標は達成していきたいなと考えております。

(西内会長)

ありがとうございます。

他の委員の皆様いかがでしょうか。

(溝渕委員)

介護福祉士会の溝渕です。4ページのところで、相談対応力の強化っていうところの指標に相談支援機関・医療機関に対する研修実施回数とかっていうところがありますが、その活動計画の中に、やっぱり私は介護支援専門員として勤務をしておりますが、この中核機関の役割とかそういうところも、介護支援専門員として知っておきたいような内容になってくるかと思しますので、ちょっと私たちの方も入れていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。以上です。

(事務局：山崎)

ご意見ありがとうございます。

こちらとしても喜んでというところになりますが、今年度は、一旦地域包括支援センターや、障害の相談支援事業所っていうところにさせていただいておりますが、順次、中核機関の皆さんと一緒に、研修についてちょっと検討していきたいと思っております。ぜひ、ケアマネジャーの皆さんにもお聞きいただきたい内容だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(西内会長)

ありがとうございます。

廣井委員さん、お願いします。

(廣井委員)

5ページの(ウ)です。

日常生活自立支援事業から成年後見制度の速やかな円滑な移行というところですが、これは市民後見人さんの方へ担当が移ったということ、全件移ったのか、どうでしょうか、市民後見人さんの有効な活用というようなこともテーマであったかと思ひまして、お尋ねです。

(事務局：山崎)

日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行のところで、この件数の中に市民後見人に移行したものがいるかということでよろしいでしょうか。

(廣井委員)

はい。

(事務局：山崎)

こちらではそこまで把握できておらず、ひょっとと社会福祉協議会の徳弘さん、おわかりでしょうか？

(中核機関：徳弘)

高知市成年後見サポートセンターの徳弘です。よろしくお願いします。

廣井委員からのご質問ですけれども、日常生活自立支援事業の利用者で、市長申立てにて市民後見に繋がったケースが1件ございます。

(廣井委員)

多分生活支援員さんとかが、日常生活自立支援事業では担当されているかと思いついて、また支援員さんご出身の市民後見人の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ案件によって、移行が速やかにできればいいなと思った次第でした。

(中核機関：徳弘)

市長申し立てについては1件ですが、先ほどおっしゃっていただいたように日常生活支援事業の生活支援員をしていて、今市民後見人として活動してくださっている方もいらっしゃいます。

(西内会長)

それでは、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(土居委員)

土居です。4ページの(ウ)のところですが、一応生活困窮状態にある方での成年後見制度利用というのが本当に重要な課題だろうというふうに思います。ここについて、確認といいたいでしょうか、高知市の方も積極的にこれに対して、対策を練るということで、よろしゅうございましょうか。国の動向を見ながら検討するというだけで、喫緊のやっぱり課題だろうというふうに思いますので、早急な、熱い思いを持って推進していただけたらというふうに、一つ思いついて、その確認をと思いついた。お願いします。これからの対応の意気込みと言うとおかしいですかね。

(事務局：関田)

基幹型の関田です。ご意見ありがとうございます。

先ほども申しました通り、財政的な部分がどうしてもありますので、その部分の確保が必要になってきますけれども、そういった部分について十分ではないというのがあれば、国に対しても要望出していきたいながら、導入できる部分は導入していきたいというふうに考えております。どうしても市単独でやっていくにはちょっと厳しい部

分もございますので、国・県、含めて一緒に考えていただきたいというところで、やるだけはやりたいというふうに考えております。

(西内会長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(中川委員)

社会福祉士会の中川ですけれど、1点よろしいでしょうか。

4ページの(ウ)の市長件数が、それぞれ年度で分かれていますけれども、申立に至った件数ということと思いますが、市長申立の相談数の推移は、どんな状況でしょうか。

(事務局：山崎)

ありがとうございます。

こちらの方に相談をいただいて、受理して家庭裁判所に上げた件数が今この表に載っているもので間違いありません。相談件数として、今ちょっとすぐにお答えは難しいですけれども、年々増加にあることは間違いありません。相談いただいて、ほとんどの件数を高齢の方では受理させてもらっている状況です。ちょっとまだ他の課題が残っているなどという場合には、一旦ケアマネジャーや地域包括支援センターと確認しながら、先に他の課題を終わらせてから市長申立に移るといったようなこともあります。相談件数として体感にはなりますが、年々増加傾向にあるということで、よろしいでしょうか。障がい福祉課も健康増進課もきっと同じだと思います。

(西内会長)

ありがとうございます。

多分具体的な事例については中核機関の方からも話があるかと思いますが、また高知市としても、全体を見てもらえたらと思います。

そうしましたら、時間が限られておりますので、最初の高知市の事業計画、事業報告については以上にしたいと思います。また内容が重なっているところもありますので次の議題のところ、合わせて出させていただいてもよろしいかと思います。

一応審議会なので、この進め方で良いかどうか、確認をとった方がいいかなと思います。

まず、今年度の事業計画、事業報告についてはこのまま進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

はい。

ありがとうございます。

では、このまま進めさせていただくということできたいと思います。

ありがとうございます。

そしたら、議題の3つ目になりますけども、令和4年度、高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関事業計画事業報告について、説明をお願いいたします。

(中核機関：徳弘)

皆さん、いつもお世話になっております。高知市社会福祉協議会、高知市成年後見サポートセンターの徳弘と申します。

それでは私の方から、令和4年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関事業計画についてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

事業計画についてご説明する前に、先ほど基幹型地域包括支援センターの方からご説明もありましたが、中核機関について簡単に、ご説明をさせていただきます。先ほどの説明にもありましたように、権利擁護支援を必要とするものの、自ら相談することが困難な方というのが、今後増加するものと想定されます。中核機関の設置によりまして、そういった方々の権利擁護に関する相談窓口が明確になりまして、市民や支援関係者が気軽に相談できる体制が整備されることとなります。

また、中核機関には、本人を日常的に見守るチームに対して、法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な助言、支援を行うとともに、権利擁護推進に関する課題を協議する場として、この審議会の後に開催されます協議会が設置されます。そして、令和4年4月に高知市成年後見サポートセンターが中核機関を受託しまして、業務を行っているところです。

それでは、事業計画をご説明させていただきます。

資料は7ページをご覧ください。

先ほどのご説明と重複しますが、1. 事業目的、掲載の通り、権利擁護支援を必要とする人が、迅速かつ適切に成年後見制度などの活用ができるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。また、日常的に本人を見守るチームに対して、法律、福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言、支援を行うとともに、権利擁護推進に関する課題を協議する場としての協議会の事務局を担うとなります。

次に、2事業体制をご覧ください。

係長兼務が1名、中核機関業務専従職員が2名と事務補助の体制となっております。

それでは3の事業計画に移ります。

中核機関の役割としまして、市民の理解促進及び権利擁護支援の体制強化に向け、広報啓発、相談対応、成年後見制度利用促進、後見人支援、連携支援を行って参ります。具体的には、広報啓発につきましては、紙媒体だけではなく、SNSを利用し、高知市内外に対して、権利擁護支援の発信を行ったり、市民向けには、権利擁護に関する出前講座の実施や、成年後見セミナーを開催いたします。8ページの相談対応に

つきましては、市民から電話や来所等による相談対応を行うとともに、2次相談機関としまして、チームに対して助言を行ったり、困難事例の相談に対しては協議会での検討を行うなど、ご本人が適切な支援に繋がる役割を担います。また、司法専門職アドバイザーの配置により、法的な相談に対して迅速な対応が可能になると考えています。あわせて、ご本人の意思尊重を図れるよう支援を行うために、意思決定支援研修も予定しております。

その他の機能とし3. 成年後見制度利用促進ですが、成年後見制度の利用が必要な方が適切な後見人などに繋がるよう、受任調整を行います。受任調整の具体的な流れにつきましては、各専門職団体と円滑な方法について現在協議検討中でございます。

また、法テラス弁護士、社協職員、行政職員や包括職員などが参加する支援会議では、困難事例の検討を通して、相談対応能力の向上や、地域連携ネットワーク構築を図ります。そして、一般市民の方が、成年後見人等として活動できる仕組みと支援体制の整備を行います。

次に、後見人支援としまして、市民後見人、専門職、親族後見人に対して、相談対応や必要時には同行訪問などを行います。

最後に連携支援ですが、協議会の事務局として、専門職との連携強化に努めます。また、家庭裁判所、行政、関係機関と連携し、成年後見制度について情報共有を図ります。

先ほど溝渕委員の方からお話がありましたように、各専門職団体に、今後、中核機関の役割についてご説明に伺う予定にしています。

以上簡単ではございますが、令和4年度高知権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務事業計画のご説明をさせていただきました。

(西内会長)

続いて、事業報告の方もよろしいでしょうか。

(中核機関：徳弘)

それでは引き続き、徳弘の方より事業報告をさせていただきます。

10 ページをご覧ください。

1. 広報啓発についてです。広報誌とか、SNSなどを通して、高知内外に情報発信を行い、市民や関係機関に対して、パンフレット、チラシの配布を行っております。相談窓口としての中核機関や、成年後見制度の利用が必要な方が適切に利用できるように、さらにSNSの利用やチラシ配布などを行い、より多くの方への周知が必要だと考えております。

次に11 ページをご覧ください。

②出前講座ですが、これは地域住民の方や関係機関の方から依頼があれば職員が出

向いて、依頼のあったテーマでお話をさせていただいております。今年度は昨年度に引き続いてコロナの影響で、依頼件数は少ないですが、オンラインを使用して、7月末時点で3件実施をしております。

③講師派遣につきましては、県立大学の学生に対して、日常生活自立支援事業についての講義を行い、その中で中核機関の広報や権利擁護についての説明を行っております。

④成年後見セミナーなどにつきましては、昨年はコロナの影響で開催が中止となりましたが、平成28年度毎年開催をしております。今年度は7月2日に開催をいたしました。

法定後見制度・任意後見制度、対象者の理解についてご講義いただき、高知市内の方61名の方に参加いただきました。参加者の方のアンケートでは、難しかったけれども、大体理解できたというような声を多くいただいております。参加者は、包括の職員、ケアマネジャーといった専門職だけではなく、成年後見を考えている親族がいる、今後必要になるかもしれないので勉強のため等、市民の方の参加もありました。専門職と一般市民の方の割合としてはちょうど半分半分でした。50名の募集に対しまして、募集以上の参加希望があり、成年後見制度への関心の高さがうかがわれました。

次に、2. 相談対応についてですが、毎月中核機関に寄せられる様々な相談に対しまして、項目ごとに集計をしております。その項目ごとに説明をさせていただきます。

(ア) 相談実績の①初回相談件数ですが、これは初めての相談に対応した件数となっています。令和4年度4月から7月までの相談件数は180件となっています。

②相談方法ですが、電話での相談が115件と一番多く、次いで来所面談となっています。その他につきましては、社協内連携で、中核機関以外の係や他の課からの相談などとなっています。

次に12ページをご覧ください。

③相談内容ですが、これは複数計上となっています。一番下のその他以外では、日常的な金銭管理が45件と最も多く、次いで成年後見制度については43件となっています。

日常的な金銭管理の相談の例を挙げますと、精神疾患があり、金銭管理ができておらず、自身の年金だけではなく入所中の子どもの年金まで使ってしまう、入所費用を滞納したり、年金前には自身が生活に困窮し食料支援が必要だったりする方につきまして、居宅介護支援事業所から相談がございました。そして、日常生活自立支援事業に繋がったケースがあります。日常生活自立支援事業につきましては、後程、協議会の中で少しご説明をさせていただきます。

成年後見制度についての相談も、1例挙げますと、包括の職員からの相談で、知的障害の方の金銭管理を近所に住む亡くなったご両親の知人がしている。財産は多いようだが、本人も預貯金額やお金の流れがわからない。成年後見の利用が必要かもしれ

ないが、どうすればいいかというような相談に対しまして、包括の職員と一緒に、お金の管理をしている知人を訪問し、話を聞いてきました。しかしお金の流れについてはわからず、ご本人に面会をして、身上保護及び財産管理の必要があったため、本人申立となったケースがございます。

表からもわかりますように、相談内容としまして、およそ4割が金銭管理に関することとなっています。

その他につきましては、知的障害のある子どもの銀行口座開設について、銀行から書類を求められたがよくわからない。どういった書類が必要なのかという相談で、状況によって違うため、再度銀行に問い合わせ、それでもわからないようであれば、もう一度ご相談いただくよう伝えたケースがあります。その他につきましては、今後はできるだけ項目を分けて計上できたらと考えております。

13 ページをご覧ください。

④相談者内訳ですが、相談経路についてです。

関係機関からの相談が最も多く 96 名、2 番目に多いのが本人からの相談で 39 件となっています。ご本人からの相談の例を挙げますと、ご自身は身寄りがいない、自分に何かあったときにはどうすればよいか、ある程度の蓄えはしている、というような相談に対して、任意後見制度の説明を行いました。ご本人からはすぐに準備はできないが、困ったときの相談窓口がわかってよかったとのご意見をいただいております。

⑤関係機関の内訳を示しています。

居宅介護支援事業所からの相談が最も多く 12 件で、次いで県・市町村社会福祉協議会から協議会から 11 件。医療機関から 10 件となっています。また、東西南北で分けて掲載していますが、包括支援センターからの相談も 22 件と多くいただいております。専門職からの相談もいただいております。例を挙げますと、関わっている方について、金銭管理ができないことによって罪を犯している。今後金銭管理が必要とのことで、専門職に同行しご本人さんと面談をして、日常生活支援事業に繋がったというケースがございます。

14 ページをご覧ください。

ここからは、相談対象者について項目ごとに集計をしています。

⑥対象者の居住区の内訳です。4 月から 7 月で見ますと、北部が一番多くなっていますが、毎月変動もあり、西部、南部、北部は平均すると同じくらいの数字になります。東部からの相談件数が他の地域に比べて少ないため、東部地域により多くの広報が必要だと考えております。

次に、⑦対象者の年代内訳ですが、60 代から 90 代以上が全体の 5 割を超えており、高齢者に関する相談が多く寄せられていることがわかります。

15 ページをご覧ください。

相談対象者区分ですが、認知症の方に関する相談が一番多い状況となっております。

て、やはり高齢者の相談が多いということがわかります。施設入所とか家族による財産管理が困難になっているなど、成年後見制度の必要に迫られてからの相談が多く、本人の意思決定が、困難な状態になってからではなく、権利擁護支援の必要な方の早期発見が重要だと考えております。そのために中核機関として、関係機関や専門職団体と連携し、地域連携ネットワークの構築に努めたいと考えております。

⑥居住区から⑧区分についてですが、相談の際に、相談者から対象者についての聞き取りを行います。関係機関からの相談に対しては比較的いろんな情報を聞き取りやすいのですが、ご本人や親族の方からの相談に対しましては、状況説明はしていただきますが、居住区とか、年齢など、個人的なことについての情報を聞くことが難しい場合があります、不明という項目が多くなっています。対象者なしにつきましては、制度について聞きたいというような、対象者を限定しない相談の場合になります。

次に、⑨対応内容ですが、これは複数計上となります。

初回相談に対してどのような対応をしたかということを計上しています。

情報提供、助言が一番多く40件となっていますが、例としましては、成年後見制度の利用が必要だが申立人がいない、などの相談に対して、市長申立についての情報提供を行ったり、制度のことがよくわからないまま、成年後見制度の利用を考えている方に対して、成年後見制度のメリット、デメリットを丁寧に説明しています。

戻りますが、③相談内容が多かった、成年後見やその他の制度について聞きたいといった内容に対して、制度の説明をしており、全体の4割が制度説明になっております。こんなときに成年後見制度があると聞いたことはあるけれども、詳しくはわからないので聞きたいというような相談が多く、成年後見制度の理解が進んでいないということが考えられます。

次に、16ページをご覧ください。

(イ) 継続ケース実績。

①相談件数ですが、令和4年度7月末時点では89名の方に対して、376件の対応を行っています。

②相談方法を示していますが、電話での対応が最も多く、初回の相談後も何度かやりとりをしたり、関係機関につないだりした方が218件、次いで相談に対して訪問を行っているケースが65件となります。その他は社協内での調整等になっています。

③対応内容ですが、本人面談が最も多く92件、次いで関係機関や親族との連絡調整で81件となっています。相談に対して、やはりご本人の状況を確認しないと、適切な制度や支援へのつなぎは難しく、関係機関と情報共有を行いながら、必要な支援へつなげることが重要だと考えております。その他は相談ですとか、頻りに電話をかけてくる方に対して、お話を聞いて終わるというものになります。

17ページをご覧ください。

(ア) 成年後見制度利用促進支援会議の開催ですが、先ほどの事業計画でお伝えし

ましたように、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談援助技術・知識向上を目的とし、今年度は、表のような検討内容で開催をしております。毎月開催しております。中核機関職員、包括職員、行政職員、法テラス弁護士などが参加することで、知識の向上だけでなく、顔の見えるネットワークの構築が図れていると考えます。

続いて、(イ) 市民後見人育成。

①市民後見人育成等についてですが、6月に市民後見人材バンク登録のための説明会を行い、7名の方が参加をしてくださいました。そのうち5名の方が、8月から予定をしておりましたが、実習に参加予定でしたが、こちらについては、コロナの感染拡大により、利用者宅の訪問や、デイサービス実習ができないため、実習は中止となっています。

次に、②市民後見人養成講座。

これは平成25年より開催しております。これにつきましては、今年度は中核機関体制整備ため、開催をいたしません。市民後見人養成講座については、令和3年度までに184名が受講し、133名が全課程を修了しています。厚生労働省のカリキュラムに沿って、全7日間、39時間行います。全7日間すべて受講をして、市民後見人として活動を希望される方には、2日間の実務実習としまして、利用者宅訪問、デイサービスへの参加、後見事務などの実務実習を行っていただきます。その後、人材バンク登録審査を経て、市民後見人材バンクへの登録となります。それが、③市民後見人材バンク登録者数になります。現在18名となっていますが、平成29年市民後見人材バンクを創設以来、延べ29名の方が登録をし、市外への転居とか、家族の介護やご自身の年齢的なことなどを理由に、11名が辞退されました。

続いて、④市民後見人受任についてですが、実際に市民後見人として活動した方が延べ9名、現時点では4名の方が活動してくださっています。

18ページをご覧ください。

(ウ) 成年後見人と受任調整は、表をご覧ください。

日常生活自立支援事業からの、移行については、毎年10件前後移行を行っております。判断能力の低下とか、入所が必要になったというようなことが理由に挙げられています。

4. 後見人支援は50件行っています。

市民後見人、親族、専門職などからの相談に対応して、電話だけではなく、訪問を行ったりしています。

5. 連携支援については、下の表をご覧ください。

中核機関受託に伴いまして、相談業務ソフトの導入を行いました。相談内容とか相談対応などに合わせて、カスタムを行っておりますが、まだ十分な内容になっておらず、現在適切な実績が計上できるように、カウント方法を含めて、カスタムに時間を

かかっているような状況となっています。次回実績報告時には、実績項目が変更になる場合もございますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

今回は中核機関がスタートして4ヶ月間の実績となっています。

中核機関として、広報啓発というものが重要ですので、残りの期間で、この中でも対応できる広報のあり方の実践と、権利擁護支援チームへの助言が円滑に行われるよう、地域連携ネットワークの構築に向けて、数年先を見据えた事業運営を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、19ページに令和4年度中核機関の年間予定を掲載しておりますので、ご参考にご覧ください。

以上です。

(西内会長)

ありがとうございます。

先ほど質問もありましたが、中核機関の位置付けが少し理解できたところもあるかなと思います。説明にありましたように、高知市社協の方に中間機関業務が委託されておりまして、具体的な受任調整や、セミナー等の活動を中核機関がしているということになります。

それで、順番に行きたいと思えますけれども、まず7ページから、9ページまでありました、中核機関の方の事業計画について、皆様方から質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

この前の議題で、高知市としての進め方の説明はあったと思えますけれども、この7ページから9ページにかけて中核機関としてそれを具体的にどうやっていくかって今説明がありました。

廣井さん、お願いいたします。

(廣井委員)

8ページで③受任調整を、後見人について受任調整を行うというところと、9ページ、⑤連携支援でもやはり受任調整というのが出て参っております。これは受任調整会議みたいなことをなさっているのか、それともそういう要請があった場合にその都度、受任調整にあたっているのか、そこら辺はどのようになるのでしょうか。

(中核機関：徳弘)

ありがとうございます。

今現在、この受任調整についての具体的な会があるわけではないですけれども、やはりそういう要請がありましたら、体制を整えて、今後は、そういう部会のような体制を作っていくように考えてはおります。

(廣井委員)

受任調整ということで、結構スピード感が求められるところもあるのではないかと
思って、次の会議を待つというふうになるのか、あるいはその都度、内部である部
会の中でパッと決めてやるのか、どちらがいいのかなと思いついておりました。
ありがとうございました。

(西内会長)

協議会の回数が限られているような形に、今の説明ではなっているので、実際はそ
の部会の中で作ってやっていくというのが現実的かなというふうに思います。ちょ
っとこの辺の進め方とか、この審議会のあと協議会も予定されておりますので、そ
らでもちょっと具体的なご意見をいただければいいかなと思っております。

そうしましたら、こちらの9ページまでの事業計画についてはよろしいでしょうか。

ちょっとわかりにくい言葉もあったかもしれませんが、また質問があれば出し
ていただければと思います。

そしたら 10 ページからの中核機関の事業報告についてのところで、ご質問ご意見
がありましたらよろしくお願ひいたします。

(尾崎委員)

四国銀行の尾崎でございます。

広報とか自分たちの仕事もすごく近いので、いつも気になっているのですが、
これすごくジャストアイデアのレベルですが、今高知新聞の朝刊で「ここに住まう」
っていうシリーズが掲載されていて、すごく面白く拝見しておまして、本件みたい
なところも、上手いこと記事になったら、極めて大きな広告効果があるのかなと思
いつながら拝見しました。私が紹介できるわけではなく、ネットワークをどんなふうにつ
なげていくのかを考えないといけないと思いますが、彼らに取材してもらって、今後
の課題や、こういうサポート、セーフティーネットがあるよっていうのを掲載して
もらったら、多分チラシ何百分とかとは全然違う効果があるかなと思いつきました。ちょ
っと思いつきですけども、ご提案というか、意見させていただきます。

(中核機関：徳弘)

貴重なご意見を本当にありがとうございます。

私たちが本当にチラシを配布したり、SNSで発信したりというようなところでや
ってはおりますが、こういった形で、他の発信方法をご提案いただけたら、こちら
も本当に、それを頑張つてやっていきたいと思いつきますので、どうぞ皆さんもよろしく
お願ひいたします。

(西内会長)

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。この後また協議会予定されておりますのでそちらで意見が出ると、こちらが具体的な意見が出やすいかと思っておりますので、会自体は審議会と分かれてはいますけれども、委員の皆様重なっておりますので、協議会のところで疑問に思ったところで、今やっている審議会の方で、方向性について、こういうふうな見直しをした方がいいってことがまた出るかもしれませんが、そのあたりが出ましたら、また審議会の方に返していくって形にさせていただければと思います。

先ほど中核機関からご説明がありましたように、相談者の内訳をかなり細かく整理されています。実際の相談だと、ここを確認するだけでもかなり大変かなというふうに思いますので、どういう形が一番適切なのかについても、また今後委員の皆様から意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、予定されていた議題は以上になります。

審議会ですので、全体的な方向性っていうところについても、これでよいかというところで、委員の皆様のご意見を確認したいと思います。

先ほど1つ目の議題については、了解いただいたと思いますので、2つ目の議題についても、このままでよろしいでしょうか。始めたばかりで多分中核機関の皆様も戸惑いながら進めているところもあると思います。委員の皆様も、どこを発言しているかわからないと思いながら聞いているところが多いのではないかと思いますので、やっていきながら、もう少しここをやった方がいいじゃないかとか、ここはもう少し広くやった方がいいじゃないかっていうのも出てくるかと思っておりますので、今後審議会をやっていく中で、具体的に進めていく中で意見を出していただければと思います。

そうしましたら審議会につきましては以上で終了したいと思います。

皆様どうも、ありがとうございました。

事務局の方にお返しします。

(事務局：田部)

西内会長、ありがとうございました。

委員の皆様、本日はご活発なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、誠にありがとうございました。

【終了】